令和８年６月３０日
第１０回デジタル学習
基盤特別委員会
資料２

文部科学省

地方自治法施行規則改正等に伴う
教育情報セキュリティポリシーの改訂等について

情報セキュリティ対策の基本（教育情報セキュリティポリシー）

文部科学省

- ✓ **教育情報セキュリティポリシー**は**「基本方針」**と**「対策基準」から成る。**
- ✓ **教育委員会**は、教育現場独自の**「対策基準」の策定・見直しを実施**する。
- ✓ 教育現場が教育情報セキュリティポリシーを適切に履行できるよう、**各学校は「対策基準」を実施するための具体的な手順等をまとめたマニュアルである「実施手順」を定める**
- ✓ **対策基準の策定に際する参考資料**として文科省が**「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」**を公表

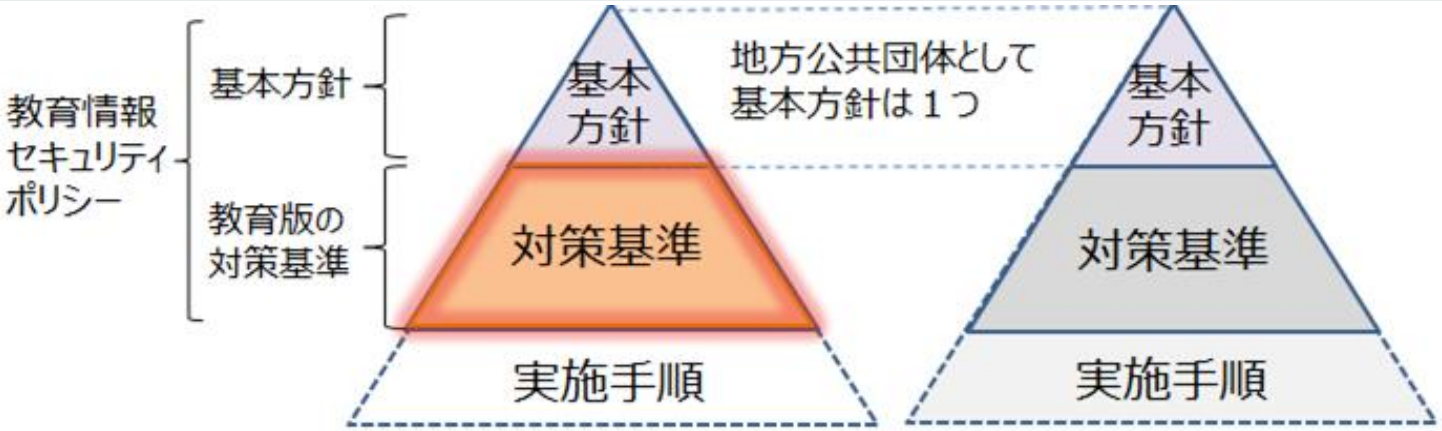

教育版　　首長部局版

「情報セキュリティ」の体系

基本方針：各地方公共団体の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めるもの。教育情報セキュリティポリシーにおいては地方公共団体が策定したものを準用。

対策基準：基本方針に基づき全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準を定めるもの。ガイドラインに基づき各教育委員会が策定・見直しを行う。

実施手順：対策基準に基づき具体的なシステムや手順、手続に展開して個別の実施事項を定めるもの。教育委員会等は各自治体の実態を踏まえた実施手順のひな形を策定し、各学校はひな形に基づき策定・見直しを行う。

教育情報セキュリティの現状と課題

文部科学省

現状・課題

- 現行の**GIGA環境を活用した教育現場ではクラウド活用**が進んでいる
- GIGAスクール構想の進展に伴い**クラウドサービス事業者との契約が増加**
- **重要性の高い情報を取り扱う校務も、次世代校務DXの進展に伴いクラウド環境に移行予定**
- セキュリティ対策を講じるに当たっては、情報資産を取り扱う当事者のルール順守などを通じた対策である**人的セキュリティの確保が重要**

一方で、

- 独自の教育情報セキュリティポリシーを策定している教育委員会は**半数程度**
- 児童生徒がコンピュータを活用した学習活動の実施などにおいて、日常的に情報システムにアクセスする機会があるなど、**地方公共団体の他の行政事務とは異なる特徴を有する**ことから、**地方自治体の情報セキュリティポリシーの準用では不十分**
- 教育現場の環境は変化しており、**新たな環境に対応したセキュリティ対策の見直し**が重要

自治体のセキュリティポリシーとは別に、教育情報セキュリティポリシーを教育委員会独自に策定していますか。

出典：文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」（令和８年３月）

教育情報セキュリティポリシーが策定されていないことによる影響

- **学校が何をやっていいのか、悪いのかわからない**

  児童生徒が閲覧できる場所に成績情報等の校務情報が混じる
  ⇒児童生徒や保護者の閲覧

  重要性の高い情報の持ち出し・私用端末への転送
  ⇒意図しない情報漏洩

- **教育委員会が学校現場におけるセキュリティリスクを把握できない**

  セキュリティインシデントが発生した際に

原因の特定が困難	⇒	再発防止策を検討できない
報告ルートが設定されていない	⇒	教育委員会の状況把握が遅れ大きな事故に
責任の所在があいまい	⇒	不正行為や過失であるかを認定する根拠がない
罰則等の明確な規定が存在しない	⇒	事故の範囲や影響を把握できない

総務省令によるサイバーセキュリティ対策の義務化

文部科学省

概要

- 地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号。以下「改正法」という。）は、令和６年６月２６日に公布され、教育委員会を含めた普通地方公共団体は、情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならないものとされたが※１、改正規則は、改正法により改正された地方自治法を実施するため、**サイバーセキュリティの確保等の情報システムの適正な利用を図るために必要な措置について、規定を整備するもの**。
- 改正規則は**令和９年７月１日に施行予定**であり、施行日までに必要な準備を行う必要がある。

総務省令の内容

第１　サイバーセキュリティに係る必要な措置に関する事項

地方自治法第２４４条の５第２項の規定による必要な措置は、次のとおり。

① **組織体制の整備**（新規則第１６条の３第１項第１号関係）
② **適切な情報資産の分類及び管理の実施**（新規則第１６条の３第１項第２号関係）
③ **物理的なサイバーセキュリティに関する対策の適切な実施**（新規則第１６条の３第１項第３号関係）
④ **人的なサイバーセキュリティに関する対策の適切な実施**（新規則第１６条の３第１項第４号関係）
⑤ **技術的なサイバーセキュリティに関する対策の適切な実施**（新規則第１６条の３第１項第５号関係）
⑥ **サイバーセキュリティに関する対策の適切な運用の実施**（新規則第１６条の３第１項第６号関係）
⑦ **適切な業務委託の実施及び外部サービス（クラウドサービス）の適切な利用**（新規則第１６条の３第１項第７号）
⑧ **サイバーセキュリティに関する対策の適切な評価及び見直しの実施**（新規則第１６条の３第１項第８号）

ただし、国又は他の地方公共団体の重要な情報又は重要な情報システムに影響を及ぼす可能性があるネットワークに電気通信回線で直接又は間接に接続されていない地方公共団体であって、かつ、個人情報を多量に保有していない団体及び公安委員会についてはこの限りではない。

第２　施行期日

改正規則の施行期日は、令和９年７月１日。

第３　経過措置

改正規則の施行の際現に存する情報システム等及び現に実施されている業務委託については、新規則第１６条の３第１項第５号（技術的なサイバーセキュリティに関する対策）及び第７号（業務委託及び外部サービス（クラウドサービス）の利用）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第４　留意事項

第１に掲げた必要な措置の具体的な内容に関しては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照

※１　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の５第２項、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２４条の２において準用する場合を含む。

総務省令の詳細

文部科学省

地方自治法第244条の５第２項の必要な措置の詳細は、次のとおり。

①組織体制の整備
責任者の設置、各責任者への適切な責任の配分等の全庁的な組織体制の整備、その他組織体制の整備。

②適切な情報資産の分類及び管理の実施
保有する情報資産を適切に分類し、当該分類に基づき必要な取扱い制限を講じる、情報資産を適切に管理する、その他適切な情報資産の分類と管理の実施。

③物理的なサイバーセキュリティに関する対策の適切な実施
サーバ等の適切な管理、管理区域の適切な管理、通信回線及び通信回線装置の適切な管理、職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の適切な管理その他適切な物理的セキュリティ対策の実施。

④人的なサイバーセキュリティに関する対策の適切な実施
職員等の遵守事項の履行等のための適切な措置の実施、研修・訓練の実施、情報セキュリティインシデントの適切な報告、ID及びパスワード等の適切な管理その他適切な人的セキュリティ対策の実施。

⑤技術的なサイバーセキュリティに関する対策の適切な実施
コンピュータ及びネットワークの適切な管理、アクセス制御の適切な実施、システム・機器等の開発、導入及び保守の適切な実施、不正プログラム対策の適切な実施、不正アクセス対策の適切な実施、セキュリティ情報の収集その他適切な技術的セキュリティ対策の実施。

⑥サイバーセキュリティに関する対策の適切な運用の実施
情報システムの監視の適切な実施、サイバーセキュリティを確保するための方針の遵守状況の確認、侵害時の適切な対応その他サイバーセキュリティ対策の適切な運用の実施。

⑦適切な業務委託の実施及び外部サービス（クラウドサービス）の適切な利用
適切な業務委託の実施、情報システムに関する適切な業務委託の実施、外部サービス（クラウドサービス）の適切な利用。

⑧サイバーセキュリティに関する対策の適切な評価及び見直しの実施
監査及び自己点検の実施、サイバーセキュリティを確保するための方針及び関係規程等の見直しその他サイバーセキュリティ対策の適切な評価・見直しの実施。

教育現場のセキュリティ対策

文部科学省

- 文部科学省は平成29年10月に、教育委員会等が**教育情報セキュリティポリシー**（※１）**の策定や見直しを行う際の参考として、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」**（以下「ガイドライン」という。）**を策定。**
- 児童生徒の学びや学校の働き方の変化に合わせて、教育現場で必要とされる情報セキュリティ対策は変化しており、これまで随時ガイドラインの改訂を実施。

【令和元年12月改訂】
GIGAスクール構想の始動時に対応するため改訂
【令和３年５月改訂】
新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため改訂
【令和４年３月改訂】
アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記と、「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述するため改訂
【令和６年１月改訂】
次世代の校務DX環境（※２）の整備を見据えた情報セキュリティの考え方の提示、関連法令・指針の改訂・改正に伴う対応、各自治体における教育情報セキュリティポリシーの策定推進に向けた読みやすさ向上のため改訂

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」目次

はじめに

第１編　総則
　第１章　本ガイドラインの目的等
　第２章　地方公共団体における教育情報セキュリティの考え方
　第３章　教育現場におけるクラウドの活用について

第２編　教育情報セキュリティ対策基準
　１．対象範囲及び用語説明
　２．組織体制
　３．情報資産の分類と管理方法
　４．物理的セキュリティ対策
　５．人的セキュリティ対策
　６．技術的セキュリティ
　７．運用
　８．外部委託
　９．SaaS型パブリッククラウドサービスの利用
　10．評価・見直し

第３編　付録

令和７年３月の改訂は、GIGAスクール構想の進展により教育現場のクラウド活用が進んでいること等を踏まえ、**情報資産の分類・仕分け・管理方法の見直し**及び**次世代校務DX環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策に関する記載の見直し**を主な目的として実施。

総務省令を踏まえ教育現場の状況を考慮しながら、
「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を令和８年度末までに改訂予定

※1 教育分野に関して、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書
※2 次世代校務DX（クラウド上での校務実施を前提とし、ロケーションフリーやデータ利活用・データ連携を通じて、学校の働き方改革・教育活動の高度化・教育現場におけるレジリエンス確保の実現に資する新しい校務の在り方）を実現するために整備が必要となる環境

令和8年度教育情報セキュリティポリシー改訂の論点例

文部科学省

令和8年度の改訂検討においては、以下 **５つの論点に基づき令和8年度改訂を実施**する予定。

改訂対象：教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）、教育情報セキュリティポリシーハンドブック（以下「ハンドブック」という。）

- ○ **総務省令施行に向けた対応方針及び総務省ガイドラインとの整合性等**
- ○ **セキュリティ対策に関する記載の見直し**
- ○ **ガイドラインでこれまで表記されていなかったセキュリティ対策の充実：BYOD**
- ○ **ガイドラインでこれまで表記されていなかったセキュリティ対策の充実：生成AI活用時のセキュリティ**
- ○ **情報利活用を見据えた重要性分類の再検討　　など**

教育情報セキュリティポリシーハンドブック（令和７年３月）

教育委員会担当者の情報セキュリティに関する理解の深化を図り、自治体自らが教育情報セキュリティポリシーの策定・見直しを適切に実施できるように、教育現場における**情報セキュリティの基本的な考え方**及び**ガイドラインの基本的な考え方とポイントを解説**した **「教育情報セキュリティポリシーハンドブック」**を策定

目次

第１章 はじめに
第２章 教育現場における情報セキュリティのポイント
２－１ 教育現場における情報セキュリティの基本的な考え方
２－２ 何を守るか
２－３ 何から守るか
２－４ どのように守るか
第３章 教育情報セキュリティポリシー策定の際のポイント
３－１ 教育情報セキュリティポリシーとは
３－２「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のポイント
（１）対象範囲及び用語説明
（２）組織体制
（３）情報資産の分類と管理方法
（４）物理的セキュリティ
（５）人的セキュリティ
（６）技術的セキュリティ
（７）運用
（８）外部委託
（９）SaaS 型パブリッククラウドサービスの利用
（10）評価・見直し

動画教材「校内研修シリーズ」（令和７年１０月）

文部科学省

校内研修のさらなる充実を図り、教員の資質能力の向上を目指す独立行政法人教職員支援機構（NITS）と協力し、**教育現場におけるセキュリティ対策にする基本的な考え方やポイントを解説**した**動画教材「校内研修シリーズ」**を作成・公表。

教育現場におけるセキュリティ対策Ⅰ：校内研修シリーズ No.181

校内研修シリーズ

教育現場におけるセキュリティ対策Ⅱ
（物理的セキュリティ）

YouTubeリンク

校内研修シリーズ

教育現場におけるセキュリティ対策Ⅲ
（人的セキュリティ）

YouTubeリンク

校内研修シリーズ

教育現場におけるセキュリティ対策Ⅳ
（技術的セキュリティ）

YouTubeリンク

- ①教育現場におけるセキュリティ対策、②物理的セキュリティ③、人的セキュリティ④技術的セキュリティの4部構成

YouTubeリンク

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和8年度予算額　3億円
（前年度予算額　5億円）
令和7年度補正予算額　33億円

文部科学省

現状・課題

〇DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から４年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は6.1%にとどまっており、抜本的な拡充が必要。

〇また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった学校における働き方改革の観点や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といったデータ利活用の観点から、都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要。

〇加えて、学校DXの前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第２期を強力に推進するための基盤整備が急務。

次世代型校務支援システムの導入状況

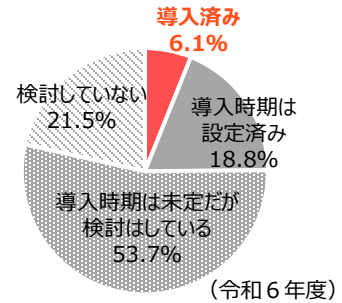

教育情報セキュリティポリシーの策定状況

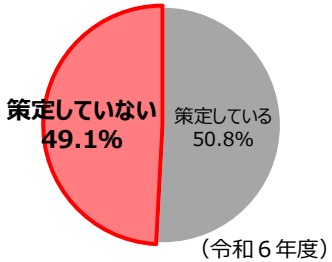

都道府県と市町村が連携した共同調達のイメージ

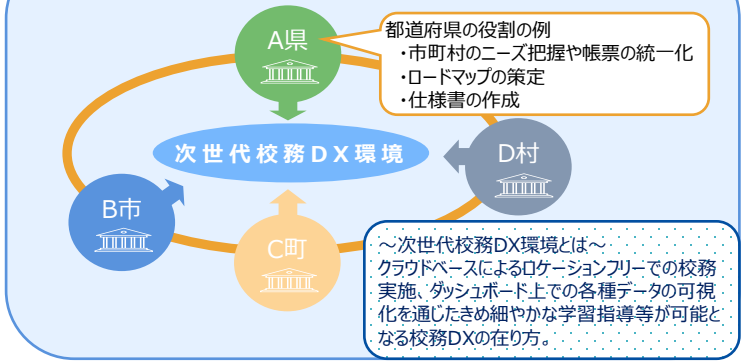

事業内容

（１）次世代校務DX環境の全国的な整備

〇 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

※ 域内取りまとめに係る各都道府県の帳票統一・ロードマップの策定・RFP作成等の各種支援は、「校務DX等加速化事業」により設置する相談窓口や専門人材派遣の一環として実施。

（２）学校の通信ネットワーク速度の改善

学校のネットワーク環境の改善を図るため、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用（機器の入替えや設定変更等）を支援。

※ ネットワークアセスメント・・・学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ 支援対象はネットワークアセスメント実施済学校に限る。

（３）学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

補助率等

事業主体：都道府県、市町村
補助割合等：３分の１
予算単価（事業費ベース）：
（1）：6,800千円/校、（2）：2,400千円/校
（3）：200千円/校※
※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

GIGAスクール構想第２期の基盤整備を強力に推進

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

（参考１）総務省と文部科学省ガイドラインにおける前提条件の主な差異

文部科学省

現状・課題

- 内部システムを前提とした総務省ガイドラインとパブリッククラウドを前提とした文科省ガイドラインで必要としているセキュリティ対策は異なる
- 首長部局の内部システムは各自治体で概ね統一されている
- 一方、学校で利用するシステムは自治体ごとに異なり、画一的な対策が作りにくい

	総務省ガイドライン	文部科学省ガイドライン
適用組織	内部部局 税務 環境 福祉・・ 行政委員会、議会事務局、消防本 部及び地方公営企業	学校・教育委員会
情報システム種別	税務 下水道 ・・ 個別システム多種 事務室 共通業務（給与・勤怠・出張・・・）	執務室（職員室、校長室、保健室等）/教室 **教育情報システム（校務系、学習系）**
情報システム構成	3層構造の内部システム （マイナンバー系/LGWAN接続系/インターネット接続系） ※補完としてパブリッククラウドを利用する場合もある ※ガバメントクラウドを前提としたクラウドへ移行中	パブリッククラウド利用がメイン（NW分離も残る） 校務系： ・強固なアクセス制御を施したパブリッククラウド利用 ・内部システム（校務系/校務外部接続系） 学習系： 知識認証（ID/PW)によるパブリッククラウド利用
情報システム利用者	職員等（臨時・非常勤を含む） 子供は存在しない	教職員等（臨時・非常勤を含む）/児童生徒（学習系のみ）/教育委員会事務局職員
情報システム利用形態	原則職場での利用（内部システムのため）	教職員の働き方及び児童生徒の学び方は学校内に閉じずロケーションフリーが求められる

（参考２）　情報資産の分類からの差異（首長部局と学校）

文部科学省

総務省ガイドライン

複数部局での複数システムで個別の情報を取り扱うため
機密性・完全性・可用性の3軸で分類

機密性情報資産分類		完全性情報資産分類		可用性情報資産分類	
自治体機密性3A	機密文書に相当				
自治体機密性3B	漏えい等が生じた際に個人の権利利益の侵害の度合いが大きく、事務又は業務の規模や性質上、取扱いに非常に留意すべき情報資産				
自治体機密性3C	自治体機密性3B以上に相当する機密性は要しないが、基本的に公表を前提としていないもので、事務又は業務の規模や性質上、取扱いに留意すべき情報資産				
自治体機密性2	自治体機密性3に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表を前提としていない情報資産	自治体完全性2	改ざん、誤謬又は破損により、住民の権利が侵害される又は行政事務の適格な執行に支障（軽微なものを除く）おそれのある情報資産	自治体可用性2	滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、住民の権利が侵害される又は行政事務の適格な執行に支障（軽微なものを除く）おそれのある情報資産
自治体機密性1	自治体機密性2又は3以外の情報資産	自治体完全性1	自治体完全性2以外の情報資産	自治体可用性1	自治体可用性2以外の情報資産

重要性に基づく分類もありうることを解説で記載

重要性分類（総務省ガイドライン）	
Ⅰ	個人情報及びセキュリティ侵害が住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報
Ⅱ	公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報
Ⅲ	外部に公表する情報のうち、セキュリティ侵害が、行政事務の執行等に微妙な影響を及ぼす情報
Ⅳ	上記以外の情報

（注1）情報資産の分類は、機密性、完全性及び可用性に基づき、分類することが望ましいが、職員の理解度等に応じ、以下のような重要性に基づき分類することもあり得る。

文部科学省ガイドライン

- ✓ 重要性分類とアクセス主体に基づく分類の2軸で構成
- ✓ 重要性分類とは別概念として情報にアクセスできる者が限定される実態を反映
  →情報（A）（B）は、一般の児童生徒がアクセスできない仕組みと運用が必要
- ✓ 取り扱うのは校務系情報・学習系情報であるため、例示を掲載し、自治体のポリシー策定における分類仕分けを簡易化

アクセス主体に基づく分類 ←→

重要性分類 ↕

重要性分類	定義	教職員等のみが取り扱う情報（A）	児童生徒本人又はその保護者に限り共有・還元する情報（B）	該当する複数の児童生徒及び保護者がアクセスすることが想定される情報（C）	不特定多数がアクセス可能（D）
Ⅰ	セキュリティ侵害が教職員等又は生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。	業務に係る特定の教職員等のみがアクセスできることが想定される情報 ・指導要録原本 ・児童生徒の健康に関する情報 ・ログインID/パスワード	児童生徒本人又はその保護者のみがアクセスすることが想定される情報 ・児童生徒の健康診断結果		
Ⅱ	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼす（Ⅰを除く）	業務に係る特定の教職員等のみがアクセスできることが想定される情報 ・生徒指導に関する記録 ・評定一覧 ・進級、卒業認定資料 ・児童生徒名簿、児童生徒住所録	児童生徒本人又はその保護者のみがアクセスすることが想定される情報（要配慮個人情報は含まない） ・通知表 ・定期考査 ・健康診断問診票 ・保健調査票		
Ⅲ	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす（Ⅱ以上を除く）	教職員等全員がアクセスできることが想定される情報 ・職員会議資料 ・教育計画 ・出席簿	児童生徒本人又はその保護者のみがアクセスすることが想定される情報（要配慮個人情報は含まない） ・遅刻欠席等連絡 ・アンケート調査	該当する複数の児童生徒及び保護者がアクセスすることができる情報 ・座席表 ・委員会名簿 ・クラブ名簿 ・児童生徒の学習記録 ・授業用教材	公開情報のうち改ざん・閲覧不可の場合に影響がある情報 ・時間割表 ・ホームページ記載情報 ・教育課程編成表
Ⅳ	影響をほとんど及ぼさない。	公開を前提としないが、万が一セキュリティ侵害があってもほとんど影響のない情報 ・保護者等への配布資料 ・各種届ひな型		公開を前提としないが、万が一セキュリティ侵害があってもほとんど影響のない情報 ・利用制限のない授業用教材	公開情報のうち改ざん・閲覧不可の場合でも影響がほとんどない情報 ・学校要覧 ・学校紹介パンフレット ・仕様教科書一覧

備考）（B）（C）の情報については、関係する教職員等もアクセスする前提

（参考３）教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改訂経緯

文部科学省

			校務系システム	学習系システム	分類と管理
2017.10	**初版制定**		**内部システム構成** ・２種の校務系システム (重要な情報をインターネットから隔離するNW分離構成)	**学習者用端末共用** ・インターネット接続環境	**校務・学習系情報の分類定義**
2020.12	**改訂１版**	GIGAスクール整備に対応 ・パブリッククラウドサービス規定追加		**GIGAスクール整備** ・児童生徒１人１台端末整備 ・学習系クラウド利用 ・インターネット帯域の増強	
2021.5 2022.3	**改訂２版** **改訂３版**	強固なアクセス制御による校務系クラウド規定追加	**校務系クラウド利用開始** ・強固なアクセス制御による重要な情報のクラウド保管		
2024.1	**改訂４版**	校務DX検討内容の反映 **読みやすさ向上（構成見直し）**			
2025.3	**改訂５版**	情報資産の分類再定義			**校務・学習系情報の分類再定義** ・重要性分類 ・アクセス主体別分類